

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第44号

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の給与の支給に関する規則（平成17年太田市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「前項各号の順位」を「同項各号の順位」に、「第2号」を「同項第2号」に改める。

第10条の表中「5,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。